

処 分 基 準

令和5年7月13日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第35条の4第2項
処 分 の 概 要：接客業務受託営業の停止命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法施行令第28条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先：生活安全部生活保安課（017-723-4211）
備 考：